

勝浦市農業委員会会議録

(7月定例会)

令和元年7月9日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(第1・2委員会室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

| | | |
|---------|---------|---------|
| 1番 吉野茂子 | 2番 吉野常男 | 3番 川崎清貴 |
| 4番 吉野勇孝 | 5番 黒川義治 | 6番 鈴木康弘 |
| 7番 末吉富榮 | 8番 酒井明 | 9番 渡邊 薫 |

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田 正 書記 瀧口 智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地等の利用の最適化に関する指針について

第3 報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について

報告第3号 農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について

第4 その他

○会長（渡邊薫） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

この後、推進委員との合同会議も控えておりますので、どうかひとつよろしくお願いたします。

○議長（渡邊薫会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、令和元年勝浦市農業委員会7月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番末吉富榮委員及び8番酒井明委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

議案第1号、申請番号1番、申請地は部原の田、2筆、1,041平方メートル、太陽光発電用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル324枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は許可日から令和元年11月15日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による固定価格買取制度に基づく投資として太陽光発電所を建設するとし、譲渡人は譲受人の希望により譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、豊浜小学校の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われまます。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は浜行川の畑、1筆、892平方メートル、太陽光発電施設用地

に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル212枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年9月1日から令和2年1月31日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギーの導入拡大を目指す国の指針に賛同し協力したいとし、譲渡人は農業をしておらず高齢化により維持管理が難しくなったことから譲受人に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、JR行川アイランド駅の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成27年度後期に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別27円、税込み29.16円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。なお、この計画は当該農地のほか、農地以外の1筆、1,272.72平方メートルと合わせての計画となっております。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は小羽戸の田、1筆、3,319平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル360枚、発電出力49.9キロワット、転用の時期は令和元年9月1日から令和2年1月31日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギーの導入拡大を目指す国の指針に賛同し協力したいとし、譲渡人は農業をしておらず高齢化により維持管理が難しくなったことから譲受人に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、元北中学校の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成29年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別21円、税込み22.68円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。なお、本件は農地面積30アールを超える転用申請であることから、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くこととなります。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は浜行川の田、1筆、1,447平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル250枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は許可日から令和元年11月30日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は荒廃している農地の有効活用として自然再生エネルギーによる太陽光発電施設を設置し電力供給を行うとし、譲渡人は高齢により維持管理が

難しくなったことから譲受人に売却するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、JR行川アイランド駅の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。資料の5ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は浜行川の田、1筆、680平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル180枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は許可日から令和元年11月30日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は荒廃している農地の有効活用として自然再生エネルギーによる太陽光発電施設を設置し電力供給を行うとし、譲渡人は相続により取得したが生活拠点が遠方で維持管理が難しいため譲受人に売却するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、JR行川アイランド駅の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。資料の6ページをご覧ください。

申請番号6番、申請地は赤羽根の田、1筆、2,568平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル360枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年8月20日から令和元年10月20日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は休耕しておよそ10年経過した農地に太陽光発電施設を設置したいとし、譲渡人は譲受人の計画に賛同するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。資料の7ページをご覧ください。

申請番号7番、申請地は赤羽根の田、1筆、2,099平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル360枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年8月20日から令和元年10月20日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は休耕しておよそ10年経過した農地に太陽光発電施設を設置したいとし、譲渡人は譲受人の計画に賛同するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われまます。

資料の8ページをご覧ください。

申請番号8番、申請地は赤羽根の田、1筆、1,064平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル340枚、発電出力49.5キロワット、転用の時期は令和元年8月20日から令和元年10月20日で、資金計画は、借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は休耕しておよそ10年経過した農地に太陽光発電施設を設置したいとし、譲渡人は譲受人の計画に賛同するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校の●側、●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われまます。

以上で議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番鈴木康弘委員、お願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地は耕作されていないことから営農への支障は特にないと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 続きまして申請番号2番につきましても、6番鈴木康弘委員、お願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地は耕作されていないことから営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

なお、この計画は農地以外の土地1筆を含んだ計画であることを申し添えます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に申請番号3番につきまして、5番黒川義治委員、お願いします。

○5番（黒川義治委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月4日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地に対する営農への支障につきましても特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。
以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に申請番号4番につきまして、6番鈴木康弘委員、お願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地は耕作されていないことから営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 続きまして申請番号5番につきましても、6番鈴木康弘委員、お願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月5日、申請者と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地は耕作されていないことから営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 次に申請番号6番につきまして、2番吉野常男委員、お願いします。

○2番（吉野常男委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

受任者である山崎氏と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地に対する営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長）　続きまして申請番号7番につきましても、2番吉野常男委員、お願いします。

○2番（吉野常男委員）　報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

受任者である山崎氏と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地に対する営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長）　続きまして申請番号8番につきましても、2番吉野常男委員、お願いします。

○2番（吉野常男委員）　報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

受任者である山崎氏と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺農地に対する営農への支障は特にないものと判断できます。

また、代替性についても特に問題はないと考えられ、遅滞なく申請目的の用途に供する

旨の確約書も提出されていることから、転用の実現性につきましても問題はないと判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、黒川委員。

○5番（黒川義治委員） 先ほど事務局長の方から、3,000平方メートルを超える申請だと農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くという話でしたが、赤羽根の申請は連担して3,000平方メートルにはならないんですか。

○事務局長（窪田正） 申請の1件あたりの転用計画となりまして、赤羽根の3件につきましては、申請の譲受人、譲渡人それぞれが別の方になっておりますので、それぞれ各1件という形で、3件独立したものになりますから、同一の計画にはなりません。

○5番（黒川義治委員） 現地が連担していても、それぞれ申請者が異なれば、農業委員会ネットワーク機構に聞く案件にはならないということによろしいですか。

○事務局長（窪田正） そういうことになります。

○5番（黒川義治委員） はい、わかりました。

○議長（渡邊薫会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いた後に、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号5番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号6番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号7番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号7番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号8番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

この計画変更承認申請は、農地法による転用許可を受けた後に、当初の事業計画を変更する必要が生じた場合などに、許可権者の承認を受けるため行われる手続きです。

資料の9ページをご覧ください。

申請番号1番、本件は令和元年5月9日付け、千葉県夷農指令第193号の1で太陽光発電施設として転用許可を受けた小羽戸の田、804平方メートルであります。現場施工の工法が計画と相違しているのではないかと疑義が生じ関係機関と施工業者等に事情を聴取したところ、許可条件違反での施工が判明したことから、6月19日付けで勧告を行いました。

この勧告を受け計画変更承認申請が提出されたものであり、計画変更の内容といたしましては、砕石敷設の工法変更及び資材置場を新たに設置しようとするもので、転用目的に変更はございません。

また、変更後の事業竣工予定は9月30日を予定しています。

申請位置は、元北中学校の●側●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についての説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、5番黒川義治委員、お願いします。

○5番（黒川義治委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

7月5日、現地を確認したところ、碎石敷設がなされた状態で工事は止まっていました。

この現場は、5月9日付けで許可となり工事が始まったものですが、予想以上に地盤が軟弱であったため計画どおりの施工が困難となり、工法変更が必要になったということでした。本来、計画変更承認申請を受けた後に行わなければならなかったところですが、この手続きがなされていなかったことから、現場は許可条件違反となり6月19日付けで勧告がなされました。

つきましては、勧告に従っての計画変更承認の申請であり、変更点としましては工法と申請地の一部を資材置場としたいというものであり、周辺への影響は当初計画と変わらないものと判断できます。

調査の結果、承認が適当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり承認が適当であることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり承認が適当であると意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より令和元年6月25日付けで決定を求められたものです。

このたびの7月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、4,248平方メートルです。

資料の10ページをご覧ください。

申請番号1番、新戸の田 2筆、4,248平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、8月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、勝浦市農業委員会の農地等

の利用の最適化に関する指針を定めようとするものです。

内容についてご説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。

はじめに1、遊休農地の解消についてというところになります。

1 遊休農地の解消目標282ヘクタール、令和元年度については6ヘクタールの目標としました。

この目標設定の考え方といたしまして、平成28年7月時点での遊休農地の面積が597ヘクタール、この597ヘクタールの遊休農地を10年後にすべて解消するという考えで目標が設定されております。

平成28年度において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々に実施していただきました利用状況調査の結果、再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となった面積が370ヘクタールございましたので、昨年の数値は227ヘクタールとなっておりますけれども、平成29年度の利用状況調査の結果により、新たに発生した遊休農地があり、現在の数値が282ヘクタールとなります。

この282ヘクタールを令和8年度までの今後7年間で解消を目指していくこととなりますので、1年あたり約41ヘクタールが目指す数値となりますが、41ヘクタールという面積は現実には非常に厳しい数値でありますので、41ヘクタールは目指す面積、確実に解消する面積を6ヘクタールと設定いたしました。

この6ヘクタールの算出は、委員1人あたり、利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをする農地流動化ワンスリー運動を根拠とし、前年を踏襲する数値としています。

2の、これを推進していく具体的な取り組み方法といたしまして、昨年度に皆さんに実施していただきました利用状況調査におきまして、597ヘクタールの遊休農地の内平成28年度に370ヘクタールが再生利用が不可能と見込まれる農地等で非農地判定となったところであり、今後も荒地化が進んでしまうことが予想されるなかで、昨年同様に遊休農地判断の統一の見解が重要であると考えます。

荒地等の非農地を除外することにより遊休農地の面積が減となるとともに、比較的耕作条件が良い遊休農地につきましては、中間管理機構への貸付について誘導を図ること、その他の遊休農地についても各々の所有者単体では費用が非常にかかることから地域全体でその農地の環境保全の取り組みを促進していくということで、遊休農地の解消・発生防止の機運を醸成していくという活動に取り組んでいく、というところがございます。

環境保全では、杉戸区や市野川区などでは多面的機能支払などといった事業を活用して取り組んでいるという事例もございますので、こういった事業の活用も考える必要があるのかなと思います。

次に2担い手への農地利用集積について、1担い手への農地利用集積目標面積につきましては119.8ヘクタール、令和元年度については34.8ヘクタールとしました。

この目標面積につきましては、平成26年9月に作成された勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、概ね10年後に担い手への利用集積目標面積211ヘクタールを基礎数値として、算出したものであります。

6月定例会で決定しました令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画により、担い手への農地利用集積119.8ヘクタール、これまでの集積実績85ヘクタールから、今年度の目標数値が34.8ヘクタールとなっています。

目標年度につきましては、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が概ね10年後を見据えていることから、令和6年度を目標年度としております。

また、農地流動化ワンスリー運動というものを千葉県が実施しており、委員1人あたり利用権新規設定面積30アール以上の掘り起こしをするというものであり、30アールの掘り起こしから、1人3反歩ということでワンスリーとなりますが、その運動に合わせまして農業委員と推進委員が1人当たり30アールの掘り起こしを推進し、その他の利用権設定も含めて全体で少なくとも年間6ヘクタールの新規集積を目指し、そして最終的には積み上げで211ヘクタールを目指すというところになります。

この34.8ヘクタールの利用集積面積も大きな数値であることから、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画では、この6ヘクタールを目標としているところではありますが、本指針においては34.8ヘクタールを令和元年度の目標数値といたしております。

次に2のそれに向けた具体的な取り組み方法につきましては、地域の中核的農業者が中心的な担い手となれるよう、また、農地の集団化・連坦化を図り担い手の負担軽減を図れるように、人・農地プランの作成を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年などを新規就農者としての担い手に確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める、と記述いたしました。

ここでいう担い手とは認定農業者と、この認定農業者と同じ水準の方、いわゆる基本構想水準達成者及び認定新規就農者の3つが担い手という事になっております。この方々に集積を行っていかうとするもので、地域の中で中核的農業者であるけれどもその水準に達していない方々を人・農地プランの実質化を促進することにより地域の中核的農業者と位置づけ、将来的に中心的な担い手となれるよう地域の話し合いを進めていく、また新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農を確保すると併せて育成も図っていかうと、そしてその方々に農地の利用集積が行われやすい環境づくりをしていかうということが取り組みとなります。

また、後継者がいない耕作者について、その方が持っている農地の状況を各委員で把握をして、将来の利用集積が計画的に進められるように、委員が地域と連携をして話し合いを行っていかうと、このような取り組みとなっております。

次に3、新規参入の促進につきましては、1新規参入の促進目標を3経営体としております。

この目標設定の考え方といたしまして、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標が年間3経営体となっておりますので、これに準じております。

こちらの取り組みにつきましては、新規就農を検討している方の有無等の情報収集を行っていき、新規参入の入り口となるのは就農相談というところになってくると思われます。

ので、窓口となる関係機関と連携を強化し新規就農者を確保していこう、というところになります。

また、企業の参入を推進し直売所等の設置など販路拡大を促進して、新規参入しやすい、農業参入しやすい環境の構築を図っていくということも必要な取り組みとなってくると思われま

す。最後の4ですが、目標の見直しについては、この目標数値と目標年次につきましては、毎年、達成状況や社会情勢等を踏まえて見直しを行っていくとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定し、この後開催を予定しております農業委員・推進委員合同会議において賛同が得られましたら、それをもって決定といたしたいと思

います。これに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしましたので、農業委員・推進委員合同会議に諮ることといたします。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について、報告第3号、農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の12ページになります。

このたびの7月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出については、資料の13ペ

ージになります。

このたびの7月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は1件でありました。

次に報告第3号、農用地利用集積計画に係る利用権の中途解約について、資料は、14ページとなります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づいた農用地利用集積計画により設定された使用貸借権を解除しようとするものであり、このたびの7月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、令和元年勝浦市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時25分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和元年7月9日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
